

「令和6年度税制改正に関する提言」の解説

公益財団法人 全国法人会総連合

目次

はじめに

I. 税・財政改革のあり方	1
II. 経済活性化と中小企業対策	8
III. 地方のあり方	9
IV. 震災復興等	1 1
V. その他	1 1

はじめに

本年の「令和6年度税制改正に関する提言」はコロナ禍がほぼ収束したことから、経済財政運営を“平時”に戻すべきであることを基本認識としました。これは本来の税財政改革に向けた議論が可能になる環境が整ったという意味でもあります。

そのうえで、提言は岸田文雄政権が打ち出した二つの主要な政策について、具体的な財源論の先送りに強い懸念を表明しました。一つは「異次元の少子化対策」ですが、多額の予算額を示しながら財源については消費税を含めて増税は考えず歳出改革などで対応するとの説明にとどまっているのです。

もう一つは防衛力の抜本強化です。こちらは増税を含む具体的な財源を示しましたが、景気の好不況により大きく左右される決算剰余金など増税以外の財源が極めて安定性を欠いている点を指摘しました。つまり、歳出だけを先行させて財源論を後回しにしたわけで、財政規律を決定的に毀損させるのではないかと深く憂慮したのです。

そして忘れてはならない問題として、コロナ対策で積みあがった膨大な国債の返済について引き続き取りあげました。すでに先進各国は返済計画を実行に移しているのに、我が国だけがその議論さえ封じているのは異様であり無責任だと強く批判したのです。

2025年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）黒字化目標については強く達成を求めたうえで、その後の健全化計画についても議論を開始するよう促しました。その具体的財政運営の在り方については、新たな健全化目標と財政規律を担保する手法を提案しています。

また、地域経済や雇用の担い手である中小企業に関しては、コロナ禍の打撃から立ち直れていないところも少なくないとし、事業承継や消費税のインボイス制度などへの対応を含め、税財政上のきめ細かい支援の必要性を強調した次第です。



本解説は、税制委員会の議論を踏まえて策定された提言の背景などを、各会の役員・税制委員はじめ多くの方々に理解していただくよう、税制顧問の岩崎慶市がポイントを絞って執筆したものです。

I. 税・財政改革のあり方

コロナ対策の借金返済を忘れてはならない

「はじめに」で指摘したように、コロナ禍に翻弄されてきた税財政運営がやっと「平時」に戻り、いわばフリーハンドで税財政改革の議論ができる環境になりました。まず着手せねばならないのは、このコロナ対策財源を確保するために発行された約100兆円にも上る国債という借金の返済にどう取り組むかです。

周知のように、我が国財政は先進国の中で突出して悪化しています（資料Ⅰ参照）。そこへコロナ対策の借金が上乘せされたのです。その結果は「ワニの口」（資料Ⅱ参照）と呼ばれるグラフを見れば一目瞭然です。一般会計歳出を上顎に、一般会計歳入を下顎に見立てると、ワニの口のように広がっているためそう呼ばれているのですが、その上下の顎はコロナ対策によって外れてしまいました。そして国債残高はゆうに1,000兆円を超え、地方を合わせた長期債務残高は国内総生産（GDP）の2.2倍に達してしまっただけです。

先進各国もコロナ対策では多額の国債を発行し債務を拡大させました。しかし、米国や英国、ドイツなどはパンデミックの最中にもかかわらず早々に増税を含めた返済計画を策定し実行に移し始めているのです。我が国はといえば返済計画の議論さえしていません。提言はこの体たらくを「国際常識からみて異様であり無責任」と、強い表現で批判しました。

少子化とコロナ対策の財源に消費税の活用を

規律なき財政運営はこれに止まりません。岸田政権が打ち出した「異次元の少子化対策」がそれなのです。国力の衰退につながる少子化には歯止めを掛けねばなりません。肝心の財源問題を後回しにしたのです。それに加えて消費税など新たな負担は求めず歳出改革などで対応するとしたのです。これで3.5兆円もの追加予算額を捻出できるのでしょうか。

消費税は恒久的な安定財源を必要とする社会保障費の目的税となっています。その対象について安倍晋三政権は年金、医療、介護に少子化を加え、いわゆる「社会保障4経費」としました。つまり、安定財源を必要とする少子化対策は消費税の使途として資格十分

なのです。さらに提言はコロナ対策の医療分野もその資格があると指摘し、消費税の活用を求めました。

もちろん、これらの財源をすべて消費増税で賄えと言っているわけではありません。しかし、いまだに消費増税が一種のトラウマとなって政治が腰を引いている状況は怠慢以外に言いようがありません。我が国税財政の最大の矛盾である「中福祉、低負担」（資料Ⅲ参照）を「中福祉・中負担」に是正するためにも消費税は欠かせません。いたずらに消費税を否定していただだけでは、国家命題である持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立はできないと警鐘を鳴らした次第です。

財政健全化には財政規律の回復が不可欠

では具体的に財政健全化を進めるにはどうしたら良いのでしょうか。まずはコロナ対策で大きく失われた財政規律を回復させることです。そのためには主にチェックの甘い補正予算で積み上げられた異常ともいえる予備費や、膨大な使い残しについて徹底検証する必要性を指摘しました。それを行わないうちに、本年度も経済対策の名目で多額の補正予算を編成しようとしていることには暗然とせざるを得ません。

岸田政権の主要政策である「防衛力の抜本強化」と「異次元の少子化対策」についても、財源面で強い懸念を表明しました。前述したように、防衛費の「5年間で総額43兆円確保」を見ると、決算剰余金など増税以外の財源はほとんど安定性を欠いているし、少子化対策の「今後3年間で追加予算額3.5兆円」の確保策も後回しになりました。両政策は恒久的な安定財源を必要としており、それが確保できなかつたら、結局は国債頼みになるのではないかと危惧するのです。

金利上昇を想定した新しい健全化枠組みの議論を

眼前に迫った国と地方のPBを2025年度に黒字化する財政健全化目標についてはどうでしょうか。本年7月に公表された内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」（資料Ⅳ参照）では1.3兆円の赤字が残るとしましたが、歳出改革を継続すれば目標実現は

可能としました。ただ、この試算は少子化対策の歳出を反映しておらず、目標実現は極めて困難とみられています。

2025年度の黒字化目標は是が非でも達成せねばなりません。仮にそれができなくても同時に議論せねばならないのは、その後の中長期を視野に入れた新しい財政健全化の枠組みです。本提言はその前提として金融政策の正常化、つまり、金利の上昇を想定する必要性を強調しています。すでに日銀は長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）の修正によるゼロ金利政策の一層の柔軟化に乗り出したからです。

金利上昇が財政に与える負の影響はいくつか考えられますが、まずは利払い費を中心とした国債費の増加です。財務省の試算によると、来年度以降の金利が想定より1%上振れした場合、2026年度の国債費は想定より3.6兆円増加し33.4兆円になるとしています。国債残高に占めるコロナ対策財源をはじめとした短期国債の割合が大きく増加しており、上昇した金利による借換債の発行が次々とやってくるのです。もちろん、新発国債にも金利上昇の負荷がかかりますし、それは企業の起債条件を左右することにもなるでしょう。

金利上昇はストック面の健全化目標に負荷

もっとも、フロー面の健全化目標であるPBの歳出は国債の利払い費を含んでいないため、金利が上昇しても影響はほとんどありません。しかし、ストック面の健全化目標である債務残高対GDP比の安定的引き下げには負荷がかかってきます。これまではアベノミクス下の異次元緩和効果で名目長期金利が名目成長率を下回っていたため、努力しなくてもこの目標は低下してきましたが、これからそうはいきません。

経済が自律的成長局面に入り金融政策が正常化していけば、両指標の関係は確実に逆転するからで、債務残高対GDP比を引き下げるためには、PBを単に黒字化だけでは足りず、一定の黒字幅を確保する必要があります。そうなってはじめて、この目標が意味を持つてくるわけです。

健全化目標の指標にはP Bより財政収支が適切

そもそも利払い費を含まないP Bをフロー面の健全化目標にしていること自体、財政規律の視点からみて問題が多いのです。主要先進国はP Bではなく利払い費を含んだ「財政収支」を健全化の指標としています。P Bが表面的に健全化しても財政の実態を表しているとは言えないからです。むしろ財政リスクを覆い隠してしまうと言ってもいいでしょう。そこで本提言は財政収支の黒字化を健全化目標とするよう提案したのです。

もう一つ、「ペイアズユーゴー原則」（資料V参照）という財政運営手法の採用も提案しました。これは米国が実施している手法で、新たな恒久的政策の導入には歳出削減などによる財源確保を義務付け、それができない場合は増税で確保するという厳しい財政手法です。歳出を先行させ財源論を先送りするような財政運営に対して規律を働かせるには適した手法ではないでしょうか。

歳出・歳入一体改革のモデルは「骨太の方針2006」

本提言はこうした財政政策を求めたうえで、従来から主張している歳出・歳入一体改革の必要性を強調しました。これは小泉純一郎政権の置き土産となった「骨太の方針2006」をモデルにしたものです。まず健全化目標実現の期間と必要財源額を算定したうえで、歳出削減によりどこまでその財源が確保できるかを示し、不足する額を税の自然増収に頼らない歳入、つまり消費税の増税を中心に確保するという手法です。

特に歳出については聖域を設けず分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示するのです。残念ながらこの改革は小泉政権の後継となった第1次安倍政権によりあっけなく放棄されてしまいましたが、本提言は改めてその再現を求めたわけです。

日本経済を崩壊させる財政破綻は突然に

言うまでもなく財政が破綻すれば、行政サービスに決定的な支障をきたすだけでなく日本経済も立ちいかなくなります。国債暴落により金利は急上昇し株価と円は暴落し急激なインフレにも見舞わ

れるでしょう。そして企業活動や国民を大混乱に陥れ経済恐慌を引き起こすかもしれません。それは「市場の反乱」という形で突然やってくるとみられています。

その市場は日銀が国債の半分以上を保有している異常な状況（資料Ⅵ参照）と急速な財務悪化リスクを注視しており、それがもたらす危機のシグナルになるとみられる国債の格付け引き下げ論が水面下でささやかれています。提言が「政府と日銀が健全な関係を構築し、市場の動向を見極め…細心の政策運営が求められる」と指摘したのは、こうした動きを念頭に置いてのことです。

社会保障給付の抑制は医療分野の改革がカギ

本提言は我が国財政悪化の根本原因について「中福祉・低負担」といういびつな構造にあるとし、これを「中福祉・中負担」に是正するには適正な負担を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制する以外に方法はないことを改めて強調しました。とりわけ、団塊の世代の全員が後期高齢者となる「2025年問題」を節目に医療分野の給付が急増することに強い危機感を表明しています。

このことを念頭に置きながら社会保障給付費の見直しを見てみましょう（資料Ⅶ参照）。団塊ジュニアが年金受給年齢に達するなど高齢者人口がピークを迎える2040年には、2025年度の約140兆円から約190兆円へ急増します。中でも医療分野は約47兆円から約67兆円に増加し、年金の73兆円に迫っています。

診療報酬の改定は本体の引き下げが焦点

年金にはマクロ経済スライドという抑制装置がありますが、医療にはありません。そこで医療の公定価格である診療報酬をどう削減または抑制するかが重要になります。来年度は二年に一度の改定年に当たり、三年に一度の介護報酬とダブル改定になることで注目を集めています。

その焦点となっているのが、診療報酬の「本体（医師の人件費など）」にどう切り込むかなのです。近年の改定はほとんどが「本体」の引き上げを「薬価」の引き下げで吸収し、全体として引き下げる

実に巧妙な手法をとってきました。これに騙されてはいけません。

診療報酬「本体」の原資は税金と保険料という公金で賄われています（資料Ⅷ参照）。つまり、医師は半ば公務員と同じなのです。デフレ局面が続いてきた近年、国家公務員の給与は何度か引き下げられてきましたが、「準公務員」というべき医師の人件費がプラス改定を続けてきたことは、何ともおかしい話ではないでしょうか。

医師の偏在を助長するメリハリなき診療報酬の配分

さらにおかしいのは、診療行為が同じなら高度な知見を持つ専門医も開業医も診療報酬の点数が同じという護送船団方式的な配分の問題です。コロナ禍で顕在化した急性期医療にあたる勤務医不足や地方と都市の医療格差、さらには仕事が激務の勤務医の収入が開業医の半分という格差、訴訟リスクが高いとされる産婦人科医の不足などですが、その原因は医師不足というより医師の偏在にあるとみるべきでしょう。それを助長しているのがメリハリを欠いた診療報酬の配分だといわれています。

医師の偏在は我が国独特な医療制度に根差しているとの分析もあります。その最たるものが自由開業制度だと言われています。開業する地域も診療科もまったく自由なため、高い収入が得られる都市地域や訴訟リスクの低い診療科を選択するケースが多くなるというわけです。

医師の開業には欧州並みの「人的規制」が必要

このため、本提言は昨年が続いて欧州各国が医師の偏在を防止する方策として行っている「人的規制」が必要であることを指摘しました（資料Ⅸ参照）。例えばドイツでは開業地域や診療科ごとに定員を設定しており勝手に開業はできません。

医師は診療報酬の原資が公金という「準公務員」である以上、欧州のように人的規制を設けることは当然といえるでしょう。混合診療の解禁など岩盤規制は緩和・撤廃すべきですが、規制すべきところは規制する。それが真の規制改革であることを強調しました。

また、本提言が児童手当の所得制限撤廃という政府方針に真っ向から反対していることにも注目してください。富裕層にまで支給対

象を広げることが公平性に合致するのか、はたまたそれが出生率の上昇につながるのか、極めて疑問だからです。とくに少子化対策など国民が感情的に反対しにくい政策は、どうしても聖域化しバラマキになりがちなのです。

新官庁は屋上屋になってはいけない

行政改革については、一昨年から相次いで創設されたデジタル庁とこども家庭庁が抱える問題を、昨年に引き続き取り上げました。共に省庁間の縦割りを排し一元的に政策を策定して問題解決に当たるというふれ込みでしたが、期待されたような成果はあげていません。

デジタル庁は後述するマイナンバーカードの健康保険証一体化をめぐる杜撰な情報管理問題でつまずき、こども家庭庁は各省庁の関連予算をかき集めただけで骨太なグランドデザインを描き切れていないままです。これでは屋上屋を重ねる「大きな政府」になりかねないと危惧せざるを得ません。行政改革を語る上でよく引用される「パーキンソンの法則」の指摘によると、官僚組織は常に肥大化する習性があるそうです。官僚組織には国民の不断のチェックが必要であることを改めて強調した次第です。

マイナンバー制度は税制改革の議論にも重要

前述したように、健康保険証との一体化をめぐるマイナンバーカードの杜撰な情報管理は、制度自体に対する国民の不信感を表面化させる事態に発展しました。これは由々しき問題です。なぜなら、同制度は各種行政サービスのワンストップ化や電子納税申告手続き、各種手当の申告手続きなど様々な利便性を有しているのです。来年度末には運転免許証との一体化も予定されています。これらが先送りされては国民的な損失につながるでしょう。

それだけではありません。もっと重要な利点は、世帯所得の即時把握が可能になることです。児童手当の所得制限撤廃もこの把握ができないことが一因と言われており、それが不公平感につながっているわけです。さらに、金融所得の把握や給付付き税額控除など基本的課題とされる所得課税のあり方を考えるうえでの土台になる

でしょう。もちろん、それには広範な国民的議論が必要なことは言うまでもありません。

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

コロナ禍収束でも不透明感増す世界経済

我が国経済は物価が高止まりしているとはいえ、コロナ禍がほぼ収束したことで落ち着きを取り戻してきたといえるでしょう。しかし、欧米の連続的利上げによる景気減速懸念や中国の成長鈍化、さらには長引くウクライナ戦争など先行きの不透明感が増しています。

こうした中で岸田政権は「新しい資本主義」という看板を掲げて「成長と分配の好循環」政策を続行しています。しかし、現状では「分配」が先行して「成長」との好循環には至っていません。

自律的成長には賃上げの持続が重要

自律的成長サイクルに入るには、多くの識者も指摘しているように、小手先の物価対策ではなく賃上げをどう持続するかです。日銀も現在の物価高について賃金の上昇を伴ったものではないとし、本格的な異次元緩和の出口戦略には入れずゼロ金利政策の柔軟化に留まっています。

もちろん、賃上げの持続は政府・日銀でできるわけではありません。GDP並みの規模に達している企業の内部留保をどう活用するかが極めて重要なわけで、岸田政権はその環境づくりと産業界への働きかけに注力すべきでしょう。

経済安全保障面では覇権主義的動きを強める中国とウクライナ侵攻を続けるロシアを念頭に、引き続き欧米とのさらなる協力関係の強化が求められます。また、グローバルサウスの台頭による国際的経済秩序の複雑化も指摘されており、岸田政権の経済外交の手腕と産業界の対応力がより問われることになるでしょう。

欧州並みの事業承継税制の必要性を強調

中小企業の活性化については、原材料価格などの高止まりやコロナ禍による打撃が尾を引く企業などに対し、実効性ある支援が必要であることを指摘しています。そのうえで、中小企業の技術革新などに資する措置の拡充や、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の適用期限延長などを盛り込みました。

また、事業承継税制ではこれまでと同様、事業用資産を一般資産と切り離した欧州並みの本格的制度創設の必要性を強調したほか、取引相場のない株式の評価見直についても言及しています。

インボイス制度では事務負担軽減措置を求める

消費税への対応については、税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であるとの従来の主張を踏襲しました。軽減税率制度が税収確保面や事業者の事務負担の大きさなど多くの問題点を抱えているからです。そのうえで、国民や事業者への影響や低所得者対策の効果を検証し、問題があれば制度の是非についても見直すよう求めました。

本年10月から導入されたインボイス制度に対しては、事業者の事務負担を軽減する環境整備を求めたほか、免税事業者が取引から排除されないよう実効性の高い対策の必要性を強調しました。また、電子データ保存も義務化されるなど中小企業の事務負担増加にはシステム改修などで特段の配慮が必要と指摘しました。

Ⅲ. 地方のあり方

地方活性化は地方の自立・自助を基本理念に

地方活性化戦略では、地方自身がそれぞれの強みや特色をいかした活性化策を策定し、民間の知恵と工夫により新たな技術やビジネス手法を開発していくことが王道であることを改めて強調しました。また、自治体は自らの責任で行財政改革の企画・立案を行って

実行するなど、自立・自助を基本理念とすべきことを指摘しました。

地方は残念ながらコロナ禍への対応でも、医療に関する財源だけでなく中小企業の事業持続化などでも国に依存するばかりでした。自治体によっては一部飲食店などの売り上げ補填などで財政調整基金を大幅に取り崩しましたが、あっという間にコロナ前の財調基金額を回復したという不可解な例も目立ちます。国からのコロナ対応の地方創生臨時交付金を目的外である基金の補填財源に回した結果ではないかとみられています。

赤字の国が黒字の地方を支援する矛盾解消を

前述したように、国の財政は極度に悪化していますが、地方のPBはコロナ禍の局面を含め10年以上も黒字を維持しています。これは指摘した臨時給付金をはじめとした国からの財政支援が続いているからです（資料X参照）。その背景には地方の赤字を自動的に補填する財源保障機能を有する地方交付税制度があります。ここにメスを入れない限り大赤字の国が黒字の地方に「仕送り」する矛盾は解消されないでしょう。

税金でモノが買える制度がまともなのか

本提言は「ふるさと納税制度」の矛盾も指摘しています。昨年度の納税額は1兆円に迫っており、それは返礼品競争の規制策が効果を発揮していないことを証明しています。しかも、住民税の流出額が大きく同制度を批判してきた東京・世田谷区のように、我慢も限界として返礼品競争に参入するケースまで出てきたのです。

そもそも、住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に寄付の形で納税することは地方税の原則にそぐいません。しかも、いわば税金でモノが買えるという制度が、まともな税制といえるのでしょうか。せめて納税先を出身自治体に限定するなど根本的な見直しが必要です。

地方公務員給与と地方議員報酬の大胆な削減を

さらに本提言は地方公務員給与について、国家公務員給与と比べ

たラスパイレス指数（資料Ⅺ参照）が高止まりしている実態を指摘し、地域の民間企業に準拠した給与体系に見直すよう求めました。

また、高すぎる地方議員や行政委員会委員の報酬を大胆に削減することを合わせて求めています。これらの改革は自治体の首長や議会が本気になれば十分に可能なはずです。

IV. 震災復興等

政策効果の検証と予算執行の効率化が重要

政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度からの5年間で「第2期復興・創生期間」と位置付けていますが、その際に重要なのはこれまでの政策効果の検証と予算執行の効率化であることを昨年に続き提言しました。震災からすでに12年が経過した今、復興予算だからと言って聖域であってはなりません。納税者の厳しいチェックが必要なのです。

また、続発する大規模な自然災害についても被災者の立場に立った適切な支援と実効性ある措置を求めました。

V. その他

政府の原発活用重視の取り組みにどう対応

政府は2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」を目指し、その中間年にあたる2030年には2013年比で「46%削減」との目標を国際公約として打ち出しています。

その具体的政策として「GX経済移行債」を発行して脱炭素化に向けた民間投資を進めるとし、その償還財源を確保するために二酸化炭素の排出量に応じて企業に負担を求める「カーボンプライシング」が導入されました。

その一方で、ロシアのウクライナ侵攻などを契機としたエネルギー価格の高止まりと、これに伴う家庭や企業の負担感の高まりなど様々なコストアップ問題に直面しています。政府はこうしたことを

背景に原発の再稼働や稼働期間延長などに踏み込んでいますが、本提言もこうした動きにどう対応するかエネルギーのあり方について検討する必要性を盛り込みました。

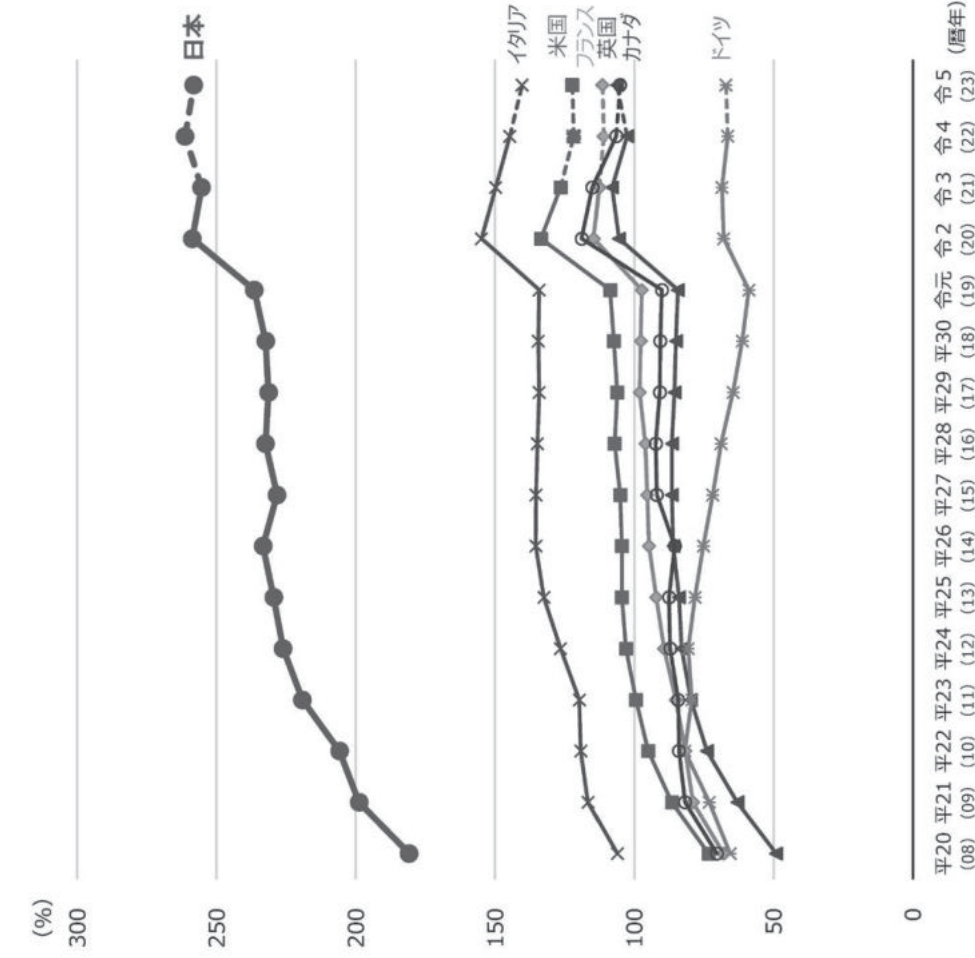
また、納税環境の整備では昨年と同様に、国税と課税基準を同じくする法人の道府県民税や市町村税、法人事業税の申告納税手続きについて、一層の合理化を図るよう求めました。納税者の利便性向上や事務負担の軽減につながると考えるからです。

《参考資料》

- I. 債務残高の国際比較（対GDP比）
- II. 一般会計税収、歳出総額及び国債発行額の推移
- III. 社会保障における受益（給付）と負担の構造
- IV. 財政の中長期的な展望
- V. 主要国の財政規律
- VI. 国債の保有者別割合の推移
- VII. 社会保障給付費の見通し
- VIII. 社会保障財源の全体像
- IX. 主要国の医療保険制度
- X. 国から地方への財政移転と国・地方の財政状況
- XI. 令和4年地方公務員給与実態調査結果

（注）政府公表の資料などから引用

債務残高の国際比較(対GDP比)

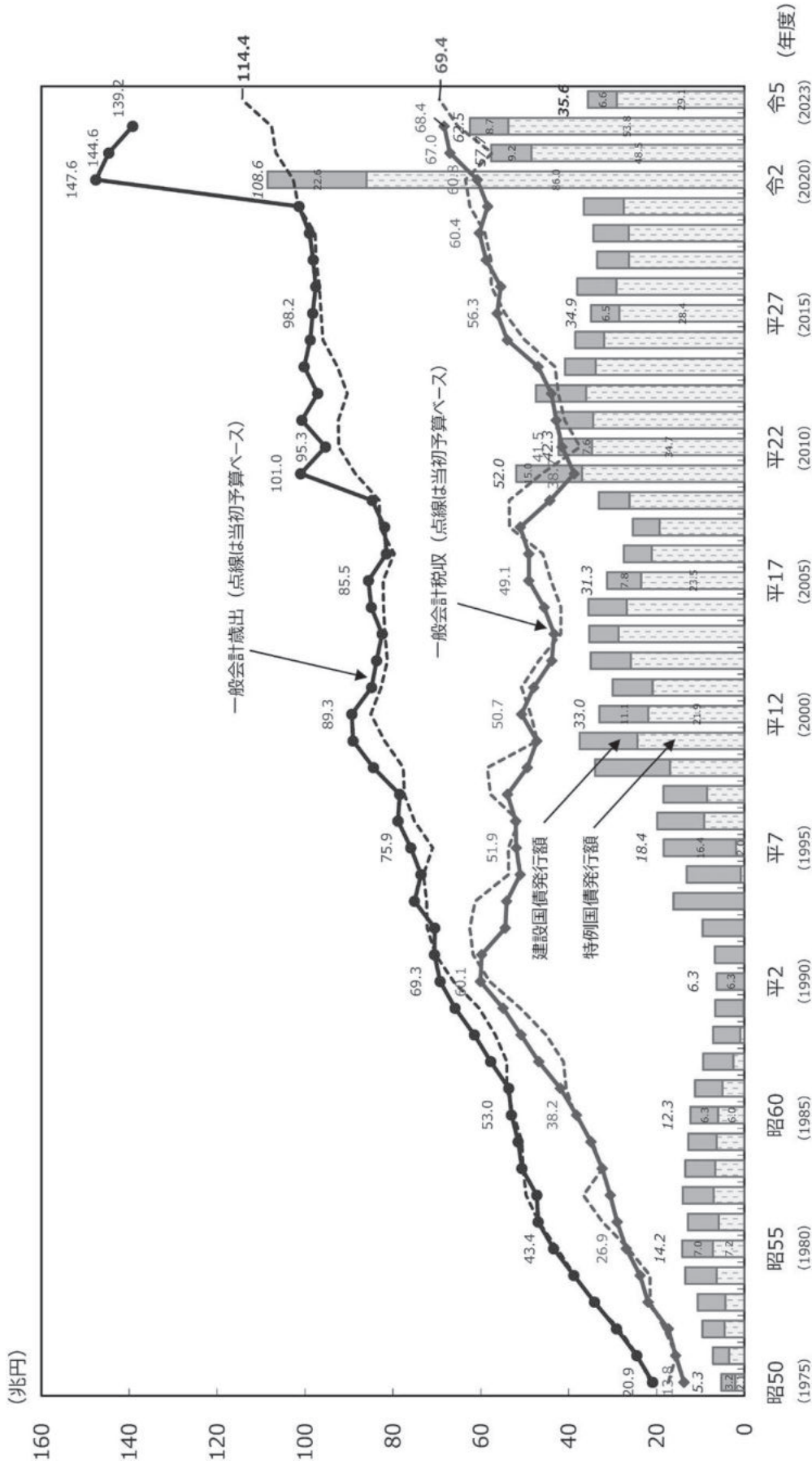


暦年	平20 (2008)	平21 (2009)	平22 (2010)	平23 (2011)	平24 (2012)	平25 (2013)	平26 (2014)	平27 (2015)
日本	180.9	198.8	205.9	219.2	226.1	229.5	233.3	228.3
米国	73.4	86.6	95.1	99.5	103.0	104.5	104.5	105.1
英国	49.2	63.1	74.0	79.8	83.1	84.1	86.1	86.7
ドイツ	65.7	73.2	82.0	79.4	80.7	78.3	75.3	71.9
フランス	68.1	79.0	81.8	85.2	89.4	92.2	94.8	95.4
イタリア	106.2	116.6	119.2	119.7	126.5	132.5	135.4	135.3
カナダ	70.4	81.9	84.0	84.3	87.2	87.6	85.5	92.0

暦年	平28 (2016)	平29 (2017)	平30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
日本	232.4	231.3	232.4	236.4	258.7	255.4	261.3	258.2
米国	107.2	106.2	107.4	108.7	133.5	126.4	121.7	122.2
英国	86.6	85.6	85.2	84.5	105.6	108.1	102.6	106.2
ドイツ	69.0	64.6	61.3	58.9	68.0	68.6	66.5	67.2
フランス	96.1	98.1	97.8	97.4	114.7	112.6	111.1	111.4
イタリア	134.8	134.2	134.4	134.1	154.9	149.8	144.7	140.3
カナダ	92.4	90.9	90.8	90.2	118.9	115.1	106.6	105.1

(出所) IMF "World Economic Outlook" (2023年4月)
(注1) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。
(注2) 日本、米国及びフランスは、2022年及び2023年が推計値。それ以外の国は、2023年が推計値。

一般会計税収、歳出総額及び国債発行額の推移

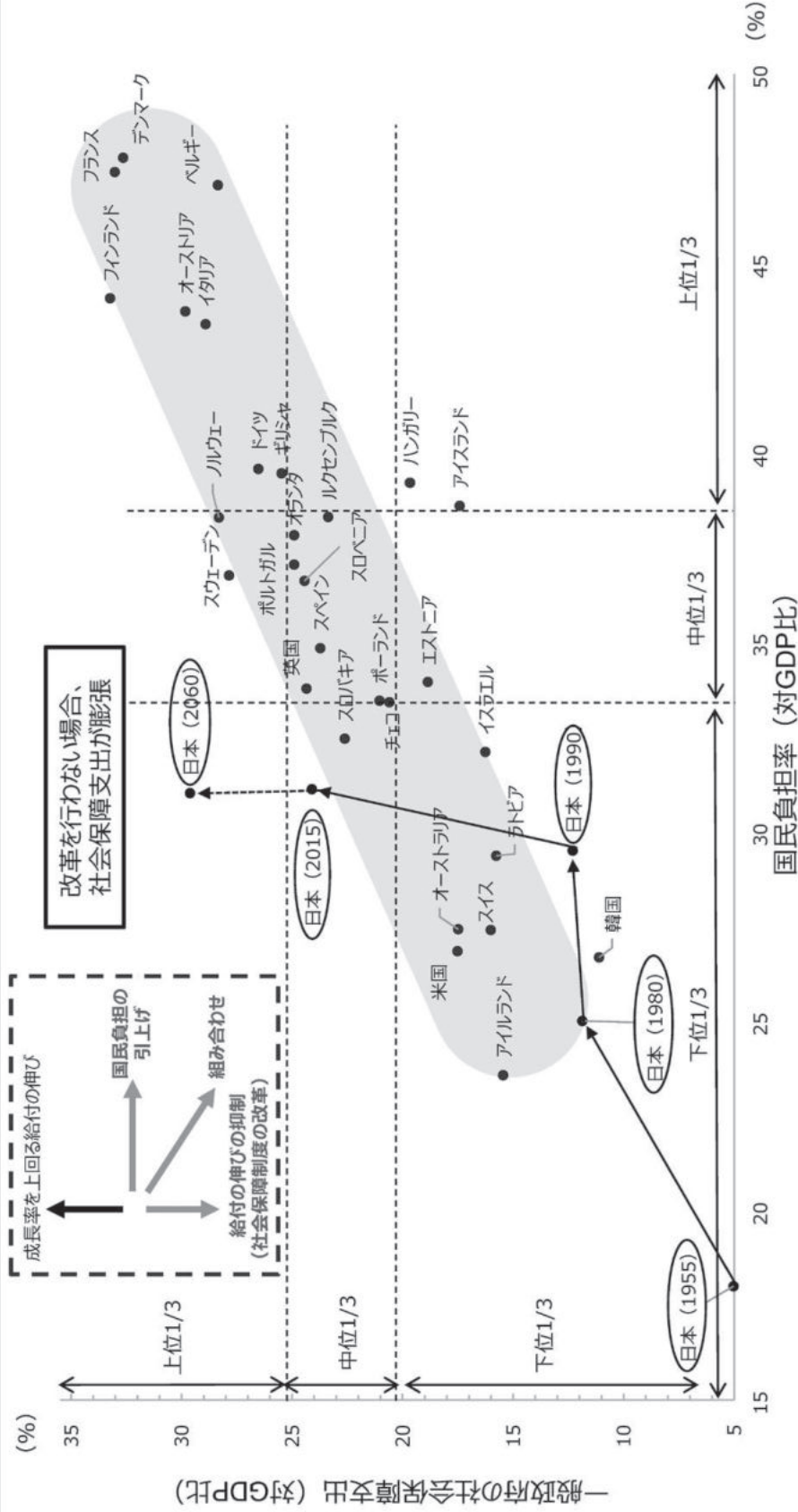


(注1) 令和3年度までは決算、令和4年度は第2次補正後予算、令和5年度は第2次補正後予算、令和6年度は当分予算、令和7年度は当分予算による。
 (注2) 国債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別国債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特別国債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特別国債を除いている。
 (注3) 令和5年度の歳出については、令和6年度以降の防衛力整備計画対象経費の財源として活用する防衛力強化資金繰入れ3.4兆円が含まれている。

資料Ⅲ

社会保障における受益(給付)と負担の構造

- 我が国の社会保障の現状は、OECD諸国と比較して、受益(給付)と負担のバランスが不均衡の「中福祉、低負担」と言うべき状況になっている。
- 今後、高齢化に伴い1人当たり医療費や要支援・要介護認定率が大幅に上昇すると、支え手を増やし成長への取組を行ってもお、この不均衡は更に拡大すると見込まれる。制度の持続可能性を確保するための改革が急務である。



(出所)国民負担率: OECD "National Accounts", "Revenue Statistics", "内閣府「国民経済計算」等。
 社会保障支出: OECD "National Accounts", "内閣府「国民経済計算」,ただし、1955年の日本の日本の値については国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」における社会保障給付費。
 (注1)数値は、一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を含む)のベース。(注2)日本は、2015年度まで実績、諸外国は2015年実績(アイスランド、ニュージーランド、オーストラリアについては2014年実績)。
 (注3)日本の2060年度は、財政制度等審議会「我が国の財政に関する長期推計(改訂版)」(2018年4月6日 起草検討委員提出資料)より作成。

財政の中長期的な展望

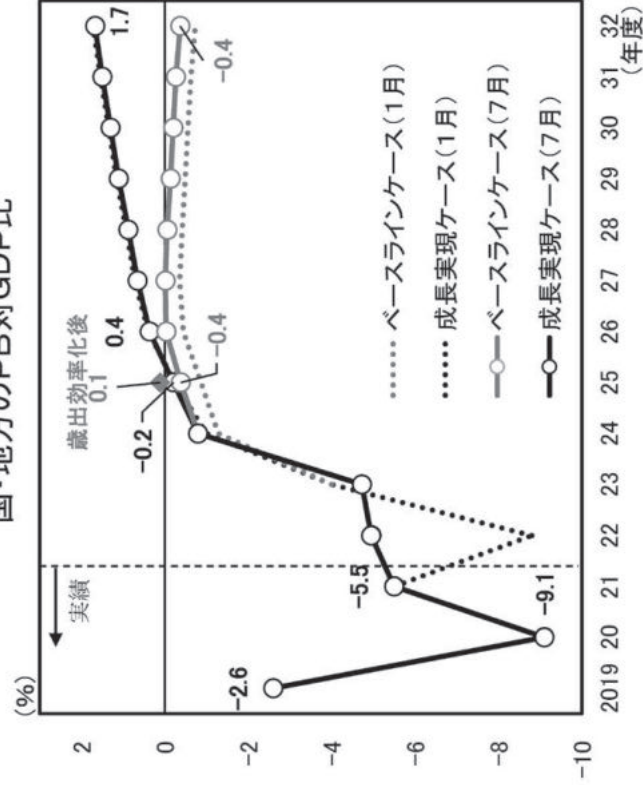
【国・地方のPB対GDP比】

- 2022年度決算概要における不用、繰越、税収増等を反映。
- コロナ禍の累次の経済対策によって歳出が増加したが、民需が拡大するなか、2023年度までに対策にかかる歳出の大宗が執行されることから、2024年度にコロナ前の水準を回復。
- いずれのケースにおいても、2025年度に赤字が残るが、成長実現ケースでは、成長効率化努力を継続した場合、2025年度のPB黒字化が視野に入る。

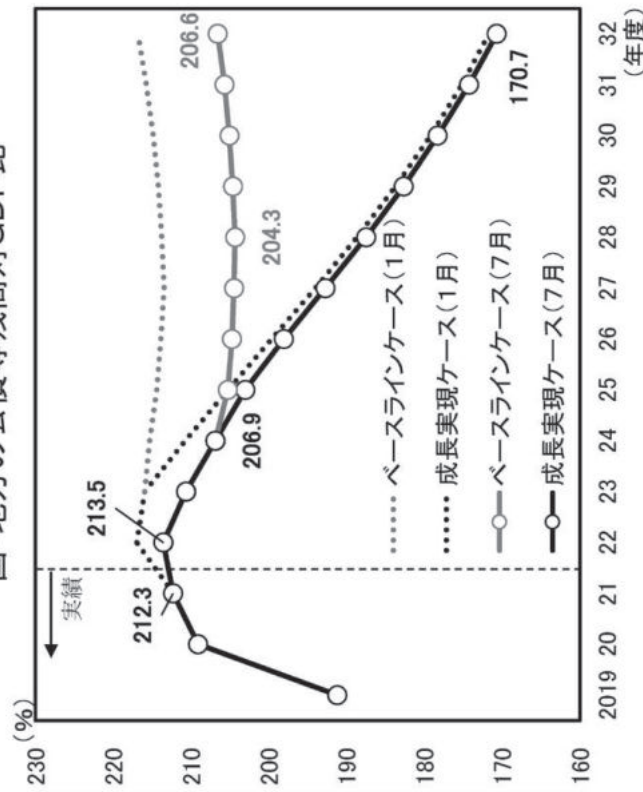
【公債等残高対GDP比】

- ベースラインケースでは試算期間後半に上昇に転じる。成長実現ケースではPBが黒字化することで徐々に低下する。

国・地方のPB対GDP比









国・地方の公債等残高対GDP比



(備考)「防衛力整備計画」及び「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(～2025年度執行分まで)は試算に反映している。「こども未来戦略方針」で示された予算・財源フレームについては、具体的な内容や規模について今後決定されるため、試算には反映していない。

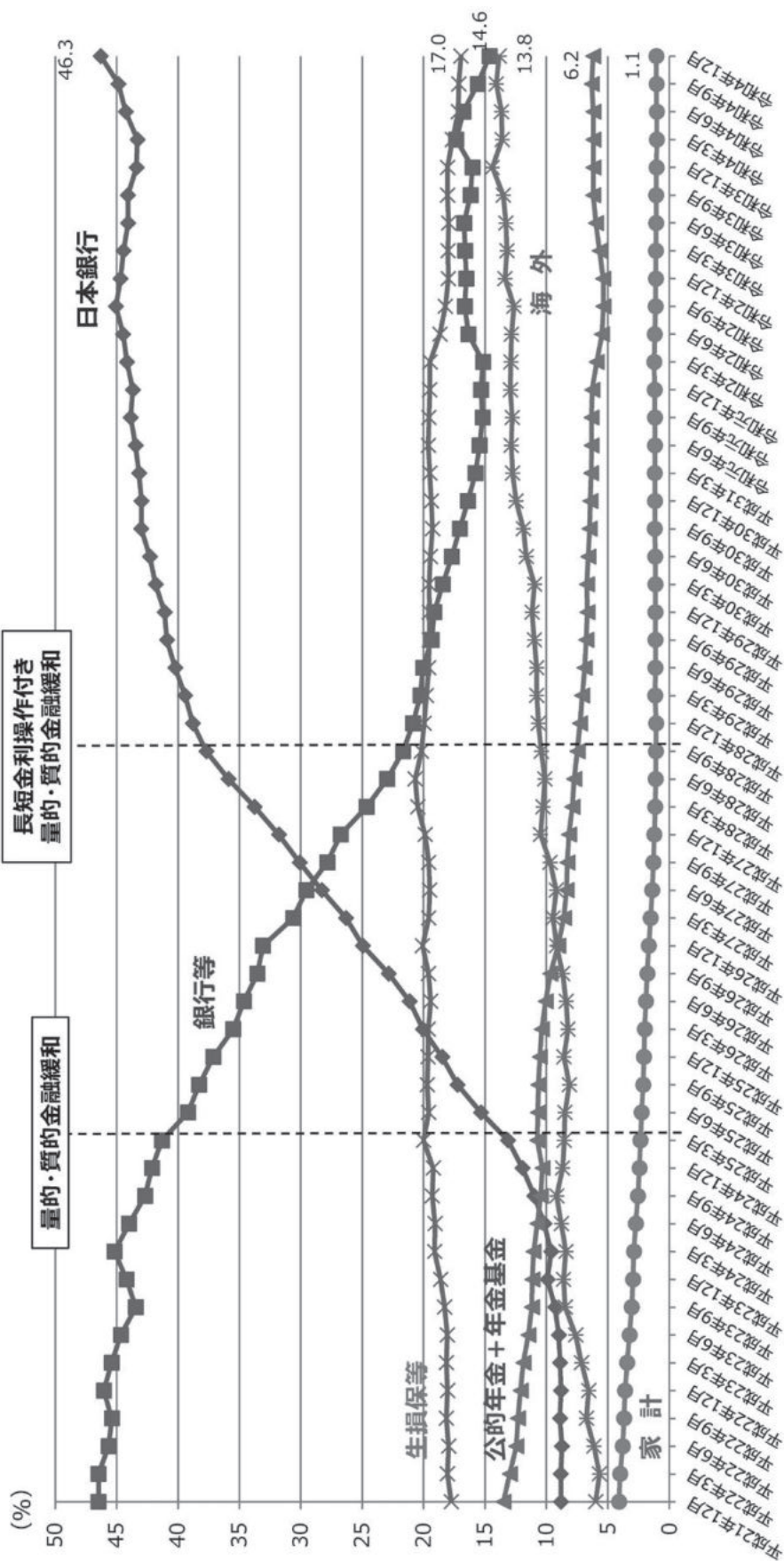
主要国の財政規律

○ 主要国ではフローとストックそれぞれについて目標を設定。憲法など、法律よりも上位の規定に数値目標を設けている国もある。

	財政規律（フロー）	財政規律（ストック）
日本 	<閣議決定> ・プライマリーバランス（国・地方）を2025年度までに黒字化。	<閣議決定> ・同時に債務残高（国・地方）対GDP比の安定的な引き下げ。
米国 	<法律（ペイアズユージー法）> ・新たな恒久的施策等の導入に際しては、それに見合う財源を確保することを義務付け。	<法律（合衆国法典）> ・連邦政府が負うことのできる債務の上限を法定化し、この上限額を超える国債の発行を禁止。
英国 	<予算責任憲章（下院が承認）> ・公的部門の財政収支対GDP比を2027年度までに▲3%以内に抑制。等	<予算責任憲章（下院が承認）> ・純債務残高対GDP比を2027年度までに減少。
EU 	条約→EU加盟国に適用 ・[予防的規律] 毎年の財政収支の均衡or構造的財政収支GDP▲0.5%以内。 ・[是正的規律] 毎年の財政収支GDP比▲3%以内。	・[是正的規律] 債務残高対GDP比60%以下。
ドイツ 	(EU間の条約に加え) <憲法（連邦基本法）> ・連邦・州政府は原則、財政収支均衡。連邦政府のみ、構造的財政収支対GDP比0.35%の基準までは公債発行が可能。 ・非常事態等において、この基準を超える公債発行が可能だが、償還計画と併せて連邦議会の議決が必要。	(EU間の条約)
フランス 	(EU間の条約に加え) <法律> ・構造的財政収支対GDP比を中期的に▲0.4%以内。 <安定化プログラム(EUへ提出)> ・2027年までに財政収支対GDP比を▲3%以内。	(EU間の条約に加え) <安定化プログラム(EUへ提出)> ・債務残高対GDP比を2027年まで継続的に減少。

国債の保有者別割合の推移

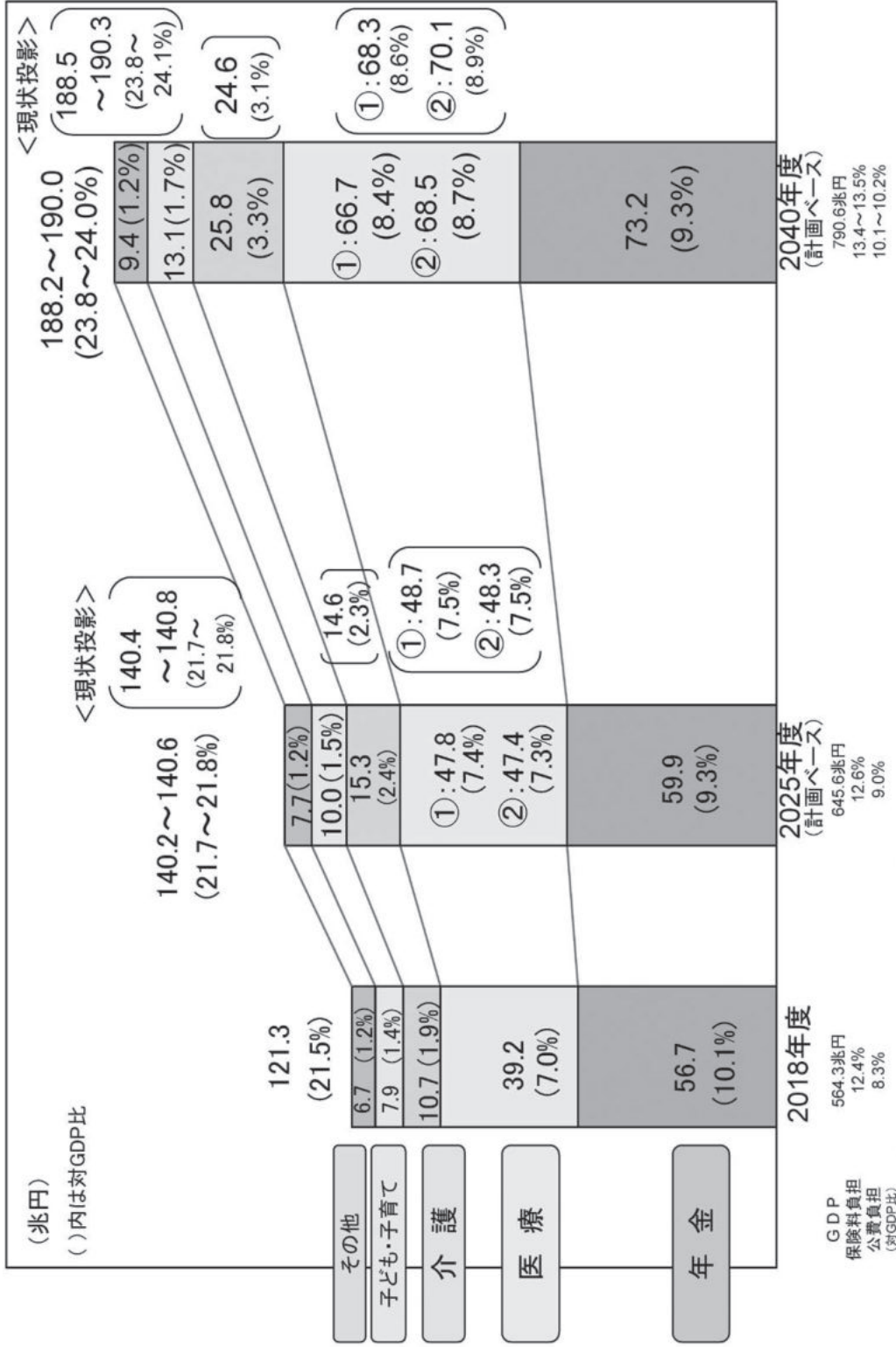
- 日本銀行の保有割合が高まる一方、銀行等の割合は減少している。
- こうした中、海外投資家の割合が着実に増加してきていることに、留意が必要。



(出所) 日本銀行「資金循環統計」
 (注1) 「国債」は財投債やT-Billを含む。
 (注2) 「銀行等」には「ゆうちょ銀行」、「証券投資信託」及び「証券会社」を含む。
 (注3) 「生損保等」は「かんぽ生命」を含む。

資料Ⅶ

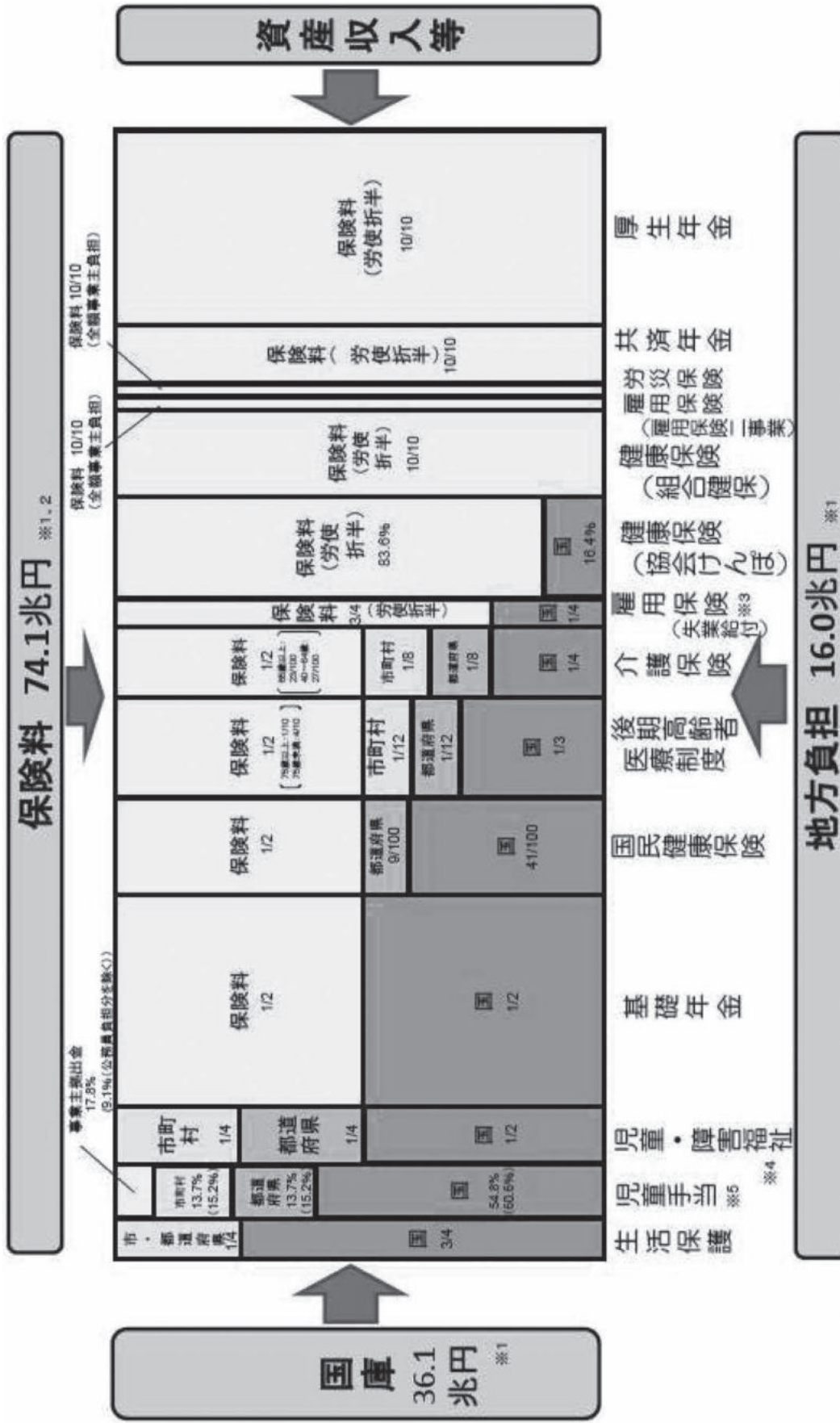
社会保障給付費の見通し 2040年を見据えた社会保障の将来見通し(議論の素材)ー概要ー (内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省平成30年5月21日)より



(注1)医療については、単価の伸び率の仮定を2通り設定しており、給付費も2通り(①と②)示している。
 (注2)「計画ベース」は、地域医療構想に基づき2025年度までの病床機能の分化・連携の推進、第3期医療費適正化計画による2023年度までの外来医療費の適正化効果、第7期介護保険事業計画による2025年度までのサービス量の見込みを基礎として計算し、それ以降の期間については、当該時点の年齢階級の受療率等を基に機械的に計算。なお、介護保険事業計画においては、地域医療構想の実現に向けたサービス基盤の整備については、例えば医療療養病床から介護療養施設等への転換分など、現段階で見通すことが困難な要素があることに留意する必要がある。
 ※平成30年度予算ベースを足元に、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」、内閣府「中長期の経済財政に関する試算(平成30年1月)」等を踏まえて計算。なお、医療・介護費用の単価の伸び率については、社会保障・税一体改革の試算の仮定を使用。

資料Ⅷ

社会保障財源の全体像(イメージ)



(注) ※1 保険料、国庫、地方負担の額は2022年度当初予算ベース。※2 保険料は事業主拠出金を含む。※3 雇用保険(失業給付)の国庫負担割合については、雇用情勢及び雇用保険財政の状況に応じ、1/4又は1/40となることも、一定の条件下で一般会計からの繰入れが可能。※4 児童・障害福祉のうち、児童・障害福祉の負担割合は、原則として、国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2等となっている。※5 児童手当については、2022年度当初予算ベースの割合を示したものであり、括弧書きは公務員負担分を除いた割合である。

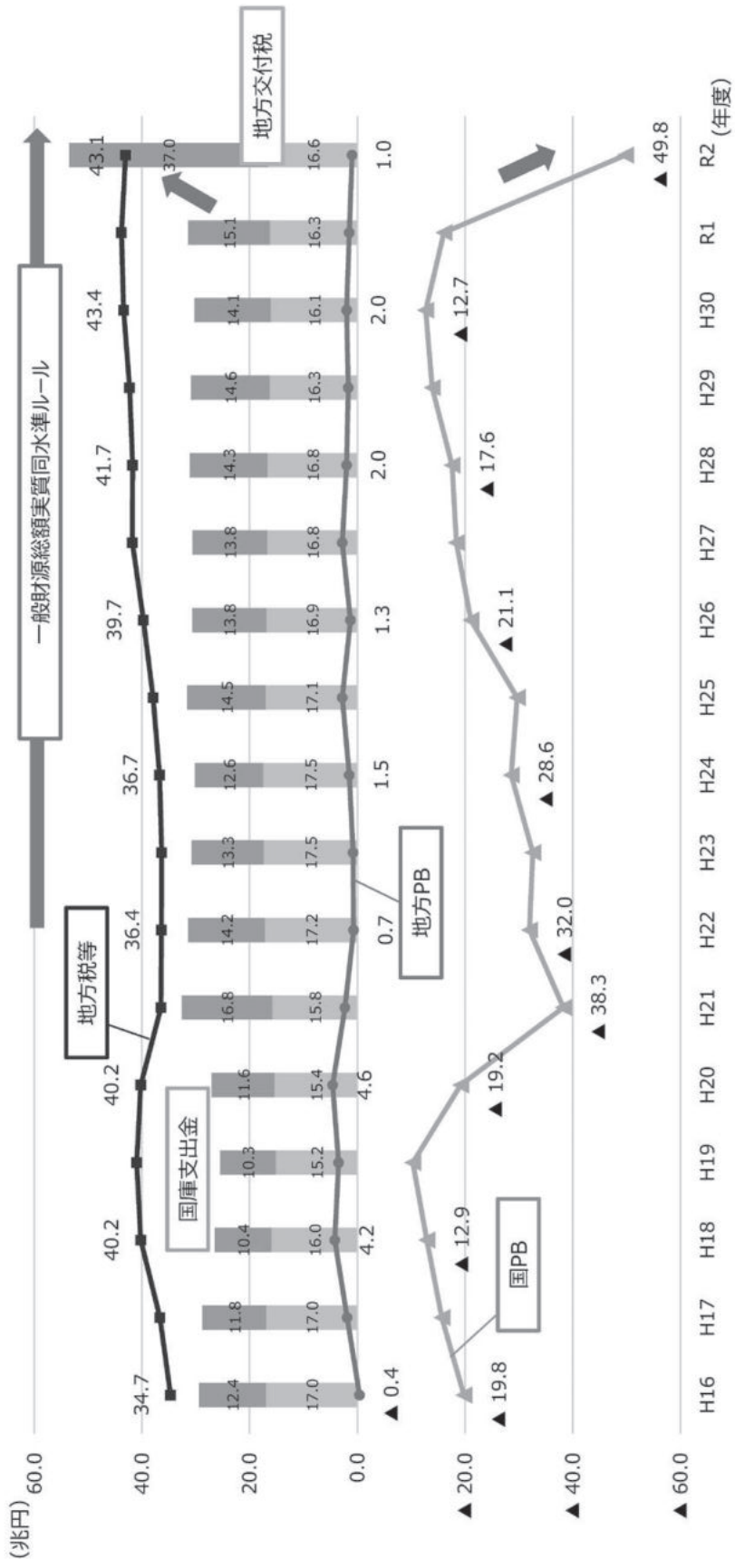
主要国の医療保険制度

フランス	<ul style="list-style-type: none"> ○ フリーアクセス。予め登録した「かかりつけ医」の受診とそれ以外で自己負担に差異。 ○ 専門医養成課程を修了して、国によって認定を受けた専門診療科ごとに、実施できる医療行為が限定されている（他の診療科の診療はできない）。 ※ 専門医養成課程等の選択にあたっては、医学部卒業時点の医学生に対し、全国選抜試験を実施。診療科・地域ごとに定員が定められ、成績順に卒業研修の地域や診療科を選択。 ○ 報酬は出来高払い中心。
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ○ フリーアクセス。登録の法的義務はないが、90%がかかりつけ医を持つ。 ○ 開業には、医師免許に加え、卒業研修を修了し、保険医として許可される必要。医師過剰地域では許可がなされない。 ※ 連邦共同委員会が、診療科ごとの外来医師配置の区割りや、人口当たりの医師数を定め、それを参考に州の委員会が州独自の定数役割を決定。 ○ 卒業研修を修了して承認がされない限り、診療科の標榜はできない。 ○ 家庭医に対する報酬は包括払い中心。
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救急の場合以外はあらかじめ登録した診療所の家庭医（GP）による診療が必要。直接専門医の診療を受けることは原則認められない。 ○ 家庭医として専門研修を終了し、登録を受けることで家庭医（GP）として診療が可能。 ※ 研修等における一般医の定員は医療需要を予測して保健省が決定。 ○ 報酬は人頭・出来高・成果報酬の混合（人頭5割以上）。

（出所）厚生労働省資料、健康保険組合連合会「健康連海外医療保障」、「先進諸国におけるかかりつけ医制度の比較及び我が国におけるかかりつけ医制度のあり方に関する研究」（平成27年度厚生労働省科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）報告書）を基に作成。

国から地方への財政移転と国・地方の財政状況

- 国の財政状況が悪化する中においても、リーマンショック後や東日本大震災時を含め、国から地方へ手厚い財政移転を実施してきた。このため、PB目標設定以降、国PBは十分に改善が進まない一方で、地方PBはほぼ一貫して黒字を維持。
- 新型コロナウイルス対応においても、地方創生臨時交付金をはじめとする国庫支出金により、国から地方へ多額の財政移転を実施。このため、地方PBは黒字を確保、国PBは大幅に悪化。



(出所) 国と地方のPBは内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(令和4年1月14日)より。地方税等、地方交付税、国庫支出金は総務省「地方財政の状況」より(2020年度は総務省「令和2年度地方公共団体普通会計決算の概要」より)。
 (注) 地方税等、地方交付税、国庫支出金は地方の普通会計決算ベース。地方税等は、地方税収及び地方譲与税収の決算額(超過課税、法定外税等を含む)。地方交付税と国庫支出金は、東日本大震災分を除いた決算額。

令和4年地方公務員給与実態調査結果

資料Ⅺ

ラスパイルス指数(全団体加重平均)

○ 令和4年4月1日現在 **98.9** (前年 99.0 Δ0.1)

※ラスパイルス指数:全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

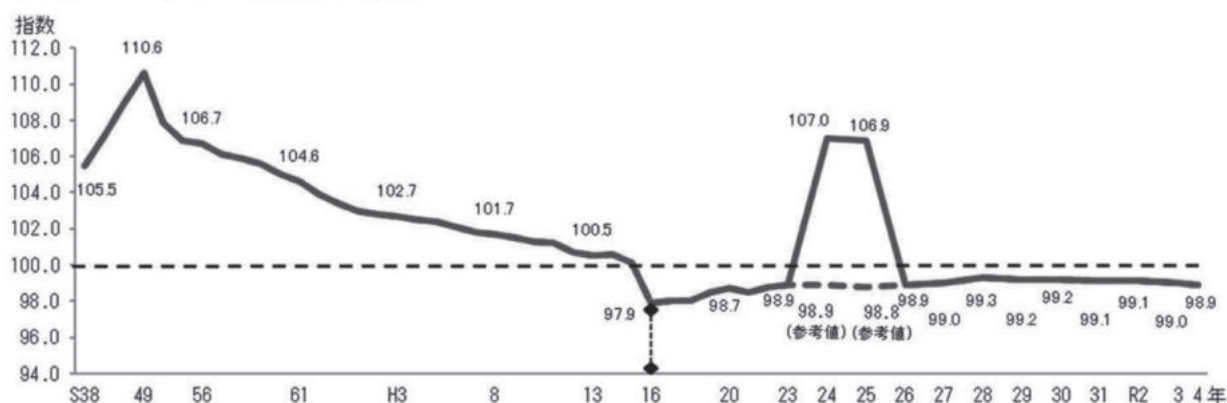
(1) 団体区分別平均

区 分	S49.4.1	R3.4.1	R4.4.1	増 減	
				S49→R4	R3→R4
全地方公共 団体平均	110.6	99.0	98.9	△ 11.7	△ 0.1
都道府県	111.3	99.9	99.8	△ 11.5	△ 0.1
指定都市	116.1	99.7	99.7	△ 16.4	0.0
市	113.8	98.8	98.7	△ 15.1	△ 0.1
町村	99.2	96.3	96.3	△ 2.9	0.0
特別区	—	98.9	98.8	—	△ 0.1

(2) 団体区分別最高値・最低値

区 分	R4.4.1			
	最高値		最低値	
都道府県	102.2	静岡県	95.8	鳥取県
指定都市	102.7	仙台市	97.1	大阪市
市	103.4	千葉県八千代市	89.4	北海道夕張市
町村	103.0	千葉県芝山町	74.3	沖縄県多良間村

(3) ラスパイルス指数の推移



※参考値:給与改定・臨時特例法による国家公務員の給与削減措置がないとした場合の値。